【件名】

交通規制についてのお願い

【内容】

小町大路(辻説法通り)に住んでいる者ですが、近年この通りはコインパーキングが激増し、コンビニもできています。カーナビの普及に伴い、本来は若宮大路を通る車両が小町大路を信号のない迂回路として使用するため、車両の量が激増し、しかもほぼ全車がかなりのスピードで走ります。この道の沿線に住む者は、常に前後左右の車の動きにヒヤヒヤして歩いていますし、実際、過去に何件かの接触事故も発生しております。

そこで要望ですが、この通りを一方通行とするか、歩道に段差をつけるか、大町四つ角の右左折を禁止するのが住民としてはありがたいのですが、実現性を考慮すれば、厳しい速度規制と警察の取締りをお願いしたいのです。京都の路地の迂回防止策を見習って、一気に 20km/h ぐらいの大胆な規制が必要と考えますので、ご検討をお願い致します。

【回答】

一方通行、右左折禁止、最高速度規制等の交通規制については、その地区を管轄している警察署が、 交通環境の観点から必要性を判断したうえで、神奈川県警察本部に上申し、神奈川県公安委員会が可否 を決定しております。

そのため、市といたしましては、交通規制のご要望がありましたことを所轄警察署である鎌倉警察署 交通課へ伝えさせていただきますが、あわせて、直接、鎌倉警察署にご要望していただきますようお願 い申し上げます。

また、速度超過等の交通違反者の取締りにつきましても、所轄警察署に要請してまいります。

次に、歩道に段差をとの件ですが、小町大路は道路幅員が約 6.5mであり、現状の通行形態では法令で定められている 2m以上の歩道を設置する事は困難なことから、区画線の設置と路側帯のカラー化により、歩行空間の確保を図っています。

ご提案いただきました段差のある歩道を設けるためには、道路を拡幅し歩道を設置するために用地の 買収が必要となり、土地所有者の理解と協力が必要です。

今後も、ご指摘の道路につきましては、歩行者の通行の安全を確保できるようハード、ソフトの両面から検討を行ってまいります。

平成 27 年 10 月 19 日対応/回答